平成２５年（フ）第１１３号
長野県松本市安曇3878番地136
破産者　有限会社小さな国
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第５８５号
東京都港区六本木４丁目９番２号　俳優座ビル607号
破産者　エージー・トラスト株式会社
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２７号
愛知県日進市梅森台４丁目105番地２
破産者　有限会社エスケーエス
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２８号
愛知県日進市梅森台４丁目105番地２
破産者　株式会社ＫＢＣ
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８２号
愛知県春日井市東野町10―１―１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区金山４丁目６番２号
破産者　株式会社キャラックス
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８３号
愛知県春日井市東野町10―１―１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市昭和区山脇町１丁目７番地
破産者　株式会社Ｈ．Ｆ．Ｃ
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４８号
京都市東山区福稲柿本町20番地の41
破産者　株式会社京田建設
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７４号
京都市山科区御陵別所町114―８
破産者　株式会社ワールドダイニング
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
大阪府泉佐野市高松東１丁目10番37号
破産者　株式会社ドリームワールド
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
神戸市長田区蓮宮通１丁目１番地
破産者　北田　正弘
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２９号
東京都小金井市東町４丁目３番８号メゾンパール203
破産者　川名　武浩
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１７号
東京都あきる野市二宮東２丁目５番地４
破産者　株式会社澤田電業社
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３９号
東京都小金井市東町１丁目37番15号レオパレス峰208
破産者　寺西　秀徳
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９４号
東京都八王子市上柚木３丁目５番地６―304
破産者　渡部　賢次
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５６９号
東京都多摩市諏訪４丁目３番地８―507
破産者　佐藤　英雄
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３３７号
神奈川県海老名市本郷1312番地の２
破産者　株式会社塩野建設
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１９号
横浜市旭区都岡町65番地１　川越ハイツ203
破産者　株式会社デュナテークス
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２２８号
横浜市港北区太尾町2112番地
破産者　有限会社協和ユニフォーム
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６号
神奈川県秦野市東田原673番地の６
破産者　有限会社装工
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３８号
静岡市駿河区西脇890番―205号、商業登記簿上の本店所在地静岡市駿河区西脇890番
破産者　株式会社保険調査プロジェクト
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１号
静岡県伊豆の国市吉田153番地の１
破産者　有限会社トラベルスカイ
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
三重県伊勢市通町196番地２
破産者　上村　吉治
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係